

III グループ保険（生命保険部分）・遺族年金特約制度の取り扱いについて

グループ保険（生命保険部分）／遺族年金特約制度								
保険期間	1年間（2023年1月1日～2023年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退などで被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、掛金の払込みが条件となります。（一括払を選択された場合は原則保険期間中の任意による脱退はできません。）							
掛金	毎月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※なお、2カ月以上滞納の場合脱退とみなします。 ※給与口座から引き落としている方は一部一括払の場合もあります。 一括払を選択された場合は原則保険期間中の任意による脱退はできませんのでこの場合原則返金はいたしません。 ※病気やケガの給付を受けた年度の掛金の払込みについては、原則「グループ保険（愛教組連合独自共済部分）」に準じます。							
継続加入の取り扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、この制度は、更新の際に、保険金額・受取人などの変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 グループ保険は管理職就任などにより愛知教職員組合連合会を脱退された場合は継続加入できます。（ただし、任意で愛知教職員組合連合会を脱退した場合を除きます。）							
保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 高度障害状態とは 身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの								
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの								
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの								
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの								
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの								
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの								
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの								
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。） <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日（＊）から1年内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</p> <p>2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</p>							

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

グループ保険（生命保険部分）／遺族年金特約制度	
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※中途脱退の場合、配当金はありません。（退職にともなう脱退も含みます。）ただし退職者制度に加入される場合は、1～6月分の配当金をお返しします。
税法上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 <p>税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</p>
申込方法	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 昨年と同額継続する場合は、自動継続をしますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額にて継続となります。 ※ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。</p>
年金の取り扱いについて	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内でご選択いただけます。（通増型確定年金です。） ●基本年額は毎年、通増いたします。（通増率単利3%）</p> <p>2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。</p> <p>3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5. 年金払の対象と ●団体定期保険および新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。</p>
受取人について	<p>グループ保険（団体定期保険及び新・団体定期保険）及び遺族年金特約制度について受取人は同一とします。 個別に指定をご希望の方は推進員もしくは、下記連絡先までお申出願います。 ＜連絡先＞ 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 TEL: 052-951-9100・9115</p>

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。